

第 20 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）午後 4 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 20 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

| | | | | | |
|----|---|---|----|----|---|
| 1 | 番 | 武 | 良 | 敏 | 則 |
| 2 | 番 | 南 | | 則 | 之 |
| 3 | 番 | 江 | 郷 | | 弘 |
| 4 | 番 | 上 | 野 | 勇 | 樹 |
| 5 | 番 | 久 | 保 | 正 | 彦 |
| 6 | 番 | 野 | 呂田 | 雄一 | 郎 |
| 7 | 番 | 青 | 木 | 義 | 春 |
| 8 | 番 | 山 | 田 | | 浩 |
| 9 | 番 | 背 | 尾 | 裕 | 典 |
| 10 | 番 | 立 | 川 | 久 | 彦 |
| 11 | 番 | 高 | 島 | 茂 | 和 |
| 12 | 番 | 鍋 | 山 | 洋 | 一 |

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
農地係主査 森川 真由美

議長 これより、第 20 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。11 番 高島 委員、
1 番 武良 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 20 回南幌町農業委員会総会は、
12 月 27 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 20 回南幌町農業委員会総会
は、12 月 27 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 6 年 11 月 28 日、第 19 回農業委員会総会を開催した。

12 月 11 日・12 日、令和 6 年第 4 回議会定例会に
会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による
届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和6年12月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で11,204㎡他計11筆ございまして、87,006㎡となります。届出をした日は、令和6年12月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇）の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議案第1号の1件目については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和6年12月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、5件でございます。

初めに1件目について説明いたします。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で27,393㎡他計5筆ございまして、44,053㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和6年12月〇〇日でございます。
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の1件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 引き続き2件目以降について説明いたします。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で17,324㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和6年
12月〇〇日でございます。

3件目の賃貸人は、空知郡南幌町緑町〇丁目〇番〇〇号、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で8,673㎡他計2筆ございまして、34,678㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和6年12月〇〇日でございます。

4件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で22,056㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和6年
12月〇〇日でございます。

5件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、
〇〇 〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で11,204㎡他計10筆ございまして、85,516㎡と
なり、賃貸借の合意解約日は、令和6年12月〇〇日ございま
す。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。
お諮りいたします。2件目から5件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請**についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和6年12月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが3件、経営移譲による使用貸借によるものが2件でございます。

初めに所有権移転から説明します。

所有権移転 1件目の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で39,849㎡となります。申請理由は、譲渡人は、農業を継いでいる息子に申請地を贈与したい。譲受人は、申請地を譲受け、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の1 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の1をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当

しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

2件目の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で26,019㎡他計2筆ございまして、46,596㎡となります。申請理由は、譲渡人は、農業を継いでいる息子に申請地を贈与したい。譲受人は、申請地を譲受け今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の2 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の2をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は所有権移転につき該当しない。同項第6号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています

3件目の譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、畑で1,473㎡他計2筆ございまして、1,478.08㎡となります。申請理由は、譲渡人が永年農地として占用していた占有者に売り払いをする。譲受人は、〇〇〇所有地を農地として占用しているので、今般、〇〇〇〇〇〇〇より払下げを受ける。

別にお配りしている資料1の3 農地法第3条調査書により説

明いたします。資料1の3をご覧ください。第2項第1号は、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

続きまして、経営移譲による使用貸借について説明いたします。

使用貸借 1件目の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で13,824㎡他計7筆ございまして、102,271㎡となります。申請理由は、貸主は、農業を継いでいる娘婿に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は、義父の意を受けて今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の4 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の4をご覧ください。第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、借主は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、借主は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、使用貸借につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

2件目の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、平尾 佳也。借主は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で6,723㎡他計34筆ございまして、376,221.98

m²となります。申請理由は、貸主は、農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は、父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の5 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の5をご覧ください。第2項第1号は貸主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、借主は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、借主は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、使用貸借につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、1件目から3件目については武良委員が、4件目については上野委員が、5件目については南委員が、それぞれ現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

1 番 議長 1 番

議長 1 番 武良委員

1 番 説明のありました、所有権移転の1件目から3件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われれます。以上です。

4 番 議長 4 番

議長 4 番 上野委員

4 番 経営移譲による使用貸借の 1 件目について、現地調査を行いました
ましたが、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

2 番 議長 2 番

議長 2 番 南 委員

2 番 経営移譲による使用貸借の 2 件目について、現地調査を行いました
ましたが、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、
これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許
可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませ
んか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決ましました。

議長 日程第 7 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に
ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和6年12月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。所在と地番は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で201㎡となります。申請理由は、農家住宅を建設するにあたり宅地がなく、やむを得ず申請地を転用する必要があるとしております。位置図及び付近地番地目図については添付のとおりです。

続きまして、資料2の農地法第4条調査書について説明いたします。資料2をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農家住宅を建設するには困難である。次ページにまいります。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

6 番 議長6番

議 長 6 番 野呂田 委員

6 番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に農家住宅を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われま。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

所有権移転、並びに利用権の設定 整理番号6の12の1から6の12の2については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和6年12月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が10件でございます。

初めに所有権移転について説明します。

所有権移転 整理番号6の12の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,417㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号6の12の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇、田で416㎡他計5筆ございまして、43,341㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月29日までの〇〇年間となります。

整理番号6の12の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で11,011㎡他計5筆ございまして、71,014㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年12月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定、
所有権移転並びに利用権の設定 整理番号6の12の1から6の
12の2については提案のとおり承認することにご異議ありませ
んか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する
ことに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とい
たします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 引き続き利用権の設定について説明いたします。

整理番号6の12の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線
西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、札幌市〇〇区〇〇〇〇条〇丁
目〇番〇号、〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で15,590㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年1
2月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の12の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西
〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇
番地、〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

田で18,901㎡となります。利用権の期間は、令和〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の12の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,726㎡他計9筆ございまして、73,769㎡となります。利用権の期間は、令和〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の12の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で2,119㎡他計3筆ございまして、41,563㎡となります。利用権の期間は、令和〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の12の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で8,673㎡他計2筆ございまして、51,972㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの5年間となります。

整理番号6の12の8の借り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で22,056㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年12月〇〇日までの10年間となります。

整理番号6の12の9の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で11,204㎡他計10筆ございまして、85,516㎡と

なります。利用権の期間は、令和〇〇年12月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の12の10の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で44, 469㎡他計2筆ございまして、89, 604㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年10月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定 整理番号6の12の3から6の12の10までについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第20回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 20 回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午後 4 時 3 5 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

11 番

1 番